

〇〇会規約（ひな形）

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇会と称する。

（事務所）

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

（目的）

第3条 本会は、〇〇〇に関する活動（事業）を行うことにより、〇〇〇することを目的とし、〇年〇月〇日設立する。

（活動・事業の種類）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 〇〇〇を行うこと。
- (2) 〇〇〇を開催すること。
- (3) 〇〇〇に参加すること。
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

（会員）

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 〇〇会員は、・・・

（入会）

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

（会費） ← 金額については「総会において別に定める」等の記載でもかまいません。

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 〇〇〇円
- (2) 賛助会員 〇〇〇円

（退会）

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を〇年以上納入しないとき。

（役員）

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 会計
- (4) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の会計を担う。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 15 条 会長は、毎事業年度終了後 2 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 17 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第 18 条 この会則に定めのない事項は、会長が会員にはかり別に定める。

(変更)

第 19 条 この会則は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。

附 則

1 この会則は、〇年〇月〇日から施行する。